

補足説明

「7頁・問23 以下のサービスの利用についてお答えください。」の補足説明です。

1 訪問介護（ホームヘルプ）とは

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

2 訪問入浴介護とは

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

3 訪問看護とは

看護師等に訪問してもらい、床ずれの手当や点滴の管理をしてもらいます。

4 訪問リハビリテーションとは

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

5 居宅療養管理指導とは

歯科医師、薬剤師等に訪問してもらい、薬の飲み方、食事等の療養上の指導を受けます。

6 通所介護（デイサービス）とは

デイサービスセンターで、食事・入浴等の介護や機能訓練を日帰りで受けます。

7 療養通所介護 とは

重度要介護者となった方を対象に、看護師による観察の下で食事や入浴、排せつ等の介護や機能訓練を受けます。

8 通所リハビリテーションとは

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練を受けます。

9 短期入所生活介護（ショートステイ）とは

介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事・入浴等の介護や機能訓練を受けます。

10 短期入所療養介護（老人保健施設）のショートステイとは

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練を受けます。

11 特定施設入居者生活介護とは

有料老人ホーム等に入所している方が受けるサービスで、食事・入浴等の介護や機能訓練を受けます。

12 福祉用具貸与 とは

介護用ベッドや車椅子等、在宅生活を支える道具を借りて使します。

13 特定福祉用具購入とは

腰掛便座や入浴用椅子等、貸与になじまない福祉用具を購入し、使します。

14 居宅介護住宅改修とは

手すりの取り付けや段差の解消等、在宅生活に必要な小規模な住宅改修を行います。

15 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けます。

16 認知症対応型通所介護とは

認知症と診断された高齢者が食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を日帰りで受けます。

17 小規模多機能型居宅介護とは

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けます。

18 看護小規模多機能型居宅介護とは

利用者の状況に応じて、小規模な住宅型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けます。

19 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）とは

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を受けます。

20 居宅介護支援（ケアマネジャー）とは

ケアマネジャーに居宅サービス計画書を作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援をしてもらいます。

21 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）とは

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴等日常生活の介護や健康管理を受けます。

22 介護老人保健施設（老人保健施設）とは

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けます。

23 介護療養型医療施設とは

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設（病院）で、医療や看護等を受けます。

24 通所介護事業所で実施する宿泊サービス（お泊りデイサービス）とは

通所介護施設でデイサービスを利用した後、そのまま、その施設に宿泊し、サービスを受けます。